

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジヤープール指定管理者
募集要項

令和8年4月

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理者申請要項

目次

1. 指定管理の目的	2
2. 対象施設の概要	2
3. 指定の期間	2
4. 指定管理者が行う業務の範囲	2
5. 指定管理料	3
6. 応募資格	3
7. 募集要項等の配布	3
8. 現地見学会	4
9. 質問の受付	4
10. 公募参加表明	4
11. 指定申請	5
12. 選定方法	5
13. 選定基準	6
14. 協定の締結及び指定管理者の決定	7
15. 注意事項等	7
16. スケジュール	8

1. 指定管理の目的

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールは、地域住民の憩いの場をつくるとともに、レジャー施設としての機能や芦屋町の観光振興に寄与するものである。

その機能及び魅力の一層の向上を図ることを目的として、指定管理者による運営を行う。

2. 対象施設の概要

名称	芦屋海浜公園	芦屋海浜公園レジャープール
所在地	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋字芦屋浜（芦屋町大字芦屋 1455-284、285、白浜町 1455-102）	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-284（芦屋海浜公園内）
敷地面積	126,078 m ² （ただしレジャープールの敷地面積を除く。）	15,886 m ²
施設の概要	①芝生広場（わんぱーく） ②トイレ（屋外ヨット型トイレ、屋外トイレ） ③駐車場（第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、わんぱーく駐車場） ④多目的広場（西広場） ⑤東芝生広場	①屋外施設 ・遊泳用プール（流水プール（長さ 191m）、ちびっこ冒険プール） ・ウォータースライダー（長さ 126m） ・カフェテリア ・外部シャワー ・機械室 ・倉庫 ② 屋内施設 ・ホール、事務室、監視員室 ・男女トイレ ・更衣室

3. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31までの5年間

※指定期間については、芦屋町議会の議決により正式決定する。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

芦屋町都市公園設置及び管理条例（昭和44年8月25日条例第12号）第14条及び芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例（平成18年12月21日条例第46号）第7条に規定する業務

※詳細は「芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理者業務仕様書」を参照

5 指定管理料

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールの管理運営に係る費用として町が指定管理者に支払う指定管理料は、単年度につき 17,000 千円を上限とする。

※詳細は「芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理者業務仕様書」第 31 条を参照。

6. 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールを管理運営できる法人又はその共同企業体（以下「法人等」という。）とする。ただし、次の各号に該当する法人等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人等（一般競争入札参加者の資格）
- (2) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している法人等
- (3) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
- (4) 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立（債権者が申立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等
- (5) 会社更生、民事再生の手続きについて申立てがなされ、この手続きが終了していない法人等
- (6) 芦屋町暴力団等排除条例（平成 22 年条例第 4 号）第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号の規定に該当する者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人等。なお、暴力団排除の取組み強化のため、申請団体の情報を各都道府県警察にあらかじめ提供し、資格の確認を行うものとする
- (7) 芦屋町公の施設指定管理者選定委員会の委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等

7. 募集要項等の配布

芦屋町企画政策課窓口にて配布（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。）、または芦屋町ホームページよりダウンロードする。

- (1) 募集要項
- (2) 芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理者業務仕様書
- (3) 現地見学会申込書（様式 1 号）
- (4) 質問表（様式 2 号）
- (5) 公募参加表明書（様式 3 号）
- (6) 共同企業体構成書（様式 4 号）
- (7) 指定管理指定申請書（様式 5 号）
- (8) 事業計画書（様式 6 号）
- (9) 収支計画書（様式 7 号）

- (10) 再委託業務予定調書（様式 8 号）
- (11) 誓約書（様式 9 号）
- (12) 実績調書（様式 10 号）
- (13) 芦屋町都市計画公園設置及び管理条例、同施行規則
- (14) 芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例、同施行規則

8. 現地見学会

募集にあたって、次のとおり現地見学会を開催する。

- (1) 開催日 令和 8 年 5 月 11 日（月）、12 日（火）、13 日（水）
上記 3 日間のうちのいずれか 1 日とする。ただし、希望する法人等が多数の場合は他の日程を追加する場合もある。
- (2) 参加申込 「現地見学会参加申込書（様式 1 号）」に必要事項を記載し、電子メールにて提出すること。（電子メールアドレスは巻末に記載）
- (3) 提出先 芦屋町企画政策課
- (4) 申込期限 令和 8 年 4 月 27 日（月） 17 時 15 分まで
- (5) その他 参加については任意とする。現地見学会日時の決定及び詳細については申込を行った法人等に対し、申込期限到来後に電子メールにて個別に通知する。

9. 質問の受付

申請にあたって、次のとおり質疑等を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 8 年 5 月 15 日（金） 17 時 15 分まで
- (2) 提出方法 芦屋町企画政策課へ電子メールにて提出すること。
（電子メールアドレスは巻末に記載）
- (3) 提出書類 質問表（様式 2 号）
- (4) 回 答 令和 8 年 5 月 28 日（木）までに、質問事項と回答を一覧にした回答書にて、電子メールにて回答する。
- (5) 効 力 上記の回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

10. 公募参加表明

本公募に参加を希望する法人等は必ず、次のとおり「公募参加表明書（様式 3 号）」を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①公募参加表明書（様式 3 号）
 - ②共同企業体構成書（様式 4 号） ※必要に応じて提出
 - ③同意書（別添 1） ※様式 3 号に付属
 - ④役員等名簿（別添 2） ※様式 3 号に付属
- (2) 提出方法 芦屋町企画政策課へ持参又は郵送すること。

- (3) 提出期限 令和8年6月5日(金) 17時15分まで(郵送の場合は必着)
- (4) 参加辞退 公募参加表明書を提出した法人等が応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意とする)を提出すること。

11. 指定申請

公募参加表明書を提出した法人等は、指定申請に際して次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ① 指定管理者指定申請書(様式5号)
 - ② 事業計画書(様式6号)
 - ③ 収支計画書(様式7号)
 - ④ 再委託業務予定調書(様式8号)
 - ⑤ 誓約書(様式9号)
 - ⑥ 実績調書(様式10号)
 - ⑦ 企業概要説明書(任意様式) ※経営理念、経営方針、組織機構、事業概要など事業者の法人概要をまとめたもの。会社案内等既存資料で兼ねることも可。
 - ⑧ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内の原本)
 - ⑨ 定款、寄附行為、団体規則その他これらに類する書類
 - ⑩ 国、都道府県、市町村で発行される「納税証明書」または「未納がないことの証明書」(発行後3か月以内の原本)
 - ⑪ 貸借対照表及び損益計算書又は収支予算書及び収支決算書(直近2年間)
※共同企業体で応募する場合、⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪は法人ごとに添付すること。
- (2) 提出部数 提出書類は原本を1部、コピーを11部の計12部とする。
- (3) 提出方法 提出書類をファイルに綴じて(A4・左綴じ)芦屋町企画政策課へ持参又は郵送すること。
- (4) 提出期限 令和8年6月19日(金) 17時15分まで(郵送の場合は必着)
- (5) 注意事項 提出書類に不備がある場合は受け付けない。
提出された書類については、芦屋町情報公開条例(昭和61年第38号)の規定に基づき公開されることがある。(非開示情報は除く)

12. 選定方法

芦屋町公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査し、次期指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

- (1) 提出書類の審査及びプレゼンテーションにより、選定委員会において候補者を選定する。プレゼンテーションの日時及び場所については、後日申請者に対して通知する。なお、応募者多数の場合は提出書類の審査を行い、上位3者程度を対象にプレゼンテーションによる審査を行う場合がある。
- (2) 申請した事業計画が芦屋町の条件に適合し、かつ適正に事業が遂行できると認められる法人等が1者であった場合でも、選定委員会において審査を実施する。

- (3) 審査の結果、適切な応募者がいないときは、候補者なしとする場合がある。
- (4) 選定結果は、申請した法人等全員に対し、選定理由を付して文書にて通知する。
また、第3位以上の法人等の名称については、順位をつけて公表する。
- (5) 選定委員会については非公開とし、審査内容については、一切公表しない。

13. 選定基準

以下に掲げる選定の基準に照らして、総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定する。

選定基準		評価の視点	配点
1	施設の平等利用の担保	(1)施設の平等な利用が確保されているか 企業の保養所のような用途や会員制の施設運営など、一般利用を妨げるような計画でないか。	5点
2	施設の管理・運営を適切に行える能力	<p>(1)事業実績 公園またはレジャープール等のレジャー施設の事業実績があり、その経験は十分なものか。 (指定管理受託実績、同規模施設の運営実績を総合的に判断する。)</p> <p>(2)施設の維持管理方針・具体的な手法 施設・設備の維持管理能力を十分に備えているか。その経験は十分なものか。必要な保守、点検、修繕を確実に行うことのできる計画となっているか。</p> <p>(3)施設の運営方針・コンセプト 提案事業者のノウハウが活かされた提案であり、実現性のある提案か。また施設の設置目的から外れた提案となっていないか。</p> <p>(4)収支予算のバランス、経費構成比率、事業者の経営状態 収支予算のバランスが適正に保たれ、無理のない計画となっていないか。経費構成比率が適切な配分となっているか。また、経営基盤が安定しており、適切な管理運営を行う能力を有しているか。</p> <p>(5)施設を運営していく組織体制 配置する職員の構成や、管理監督者の設置など指示命令系統が的確か。また、有資格者の配置やこれに係る人件費等は妥当かつ適切か。</p> <p>(6)危機管理、個人情報の取り扱い 災害発生時や事故発生時の対応、防犯対策、安全衛生管理について有効性があり適切か。 個人情報保護のための具体的な方策が示され、有効なものとなっているか。</p> <p>(7)利用者サービスの向上、利用促進のための取り組み 利用者サービスの向上のための具体的な取り組みに有効性があるか。また、利用者ニーズを把握する方法、利用者からの意見を反映させる方法、利用者等からの苦情解決の方法が適切か。 営業戦略、イベント企画、宣伝活動、団体の誘致、リピーター確保などといった施設の利用促進のための計画が具体的かつ</p>	60点

		有効性のあるものか。	
3	施設を観光振興に活用することのできる能力	(1)観光振興に資する取り組み 施設の設置目的である観光振興に資することを効果的に達成する提案が多くなされているか。 また、提案内容は具体的に記載され、かつ妥当性や実現性があるか。 (2)観光振興事業への協力 町が行う観光振興事業への理解は十分か。 また、町が行う観光振興事業への協力体制は整っているか。指定管理者による積極的な協力が見込める計画であるか。	30点
4	指定管理料	指定管理に要する費用は、適正かつ妥当なものであって積算根拠は明確であるか。 施設の使用料、利用料を過大または過少に積算していないか。 指定管理料は適切かつ妥当な金額であって、仕様書に定める上限値を超えていないか。	15点

14. 協定の締結及び指定管理者の決定

芦屋町と候補者は、事業計画書に基づいて協定内容の協議を行い、事業実施に向けた仮協定を締結する。

芦屋町議会の議決を経て次期指定管理者を決定し、あらためて本協定を締結する。この協定の締結をもって、候補者を次期指定管理者とする。

15. 注意事項等

(1) 共同企業体による提案

共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。又、芦屋町が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。

(2) 選定委員、関係町職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員や関係町職員と本件申請についての接触（プレゼンテーションに関する質問等、正当な行為を除く）することを禁ずる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(3) 重複提案等の禁止

ひとつの法人等が複数の提案をすることはできない。又、ひとつの法人等が、複数の共同企業体に加わることはできない。

(4) 申請に関する費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。

(5) 申請書等の著作権及び公表

申請書等の著作権は申請者に帰属する。ただし、申請書等は、芦屋町情報公開条例（昭和61年条例第38号）に基づき公表の対象となる。

(6) 申請書等の取り扱い

芦屋町が受理した申請書等及び添付書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

(7) 申請書等の変更

一旦芦屋町が受理した申請書等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更を認めない。

(8) 選定を受けた候補者の辞退

提案を行い、選定を受けた候補者が辞退した場合、理由の如何に関わらず候補者は芦屋町が被った損害について賠償しなければならない。

16. スケジュール

申請及び選定スケジュールは以下のとおり。

令和8年4月27日(月)	現地見学会参加申込期限
令和8年5月11日(月)～13日(水)	現地見学会(個別に実施)
令和8年5月15日(金)	質問書提出期限
令和8年5月28日(木)	質問に対する回答期限 (芦屋町から回答する期限)
令和8年6月5日(金)	公募参加表明書提出期限
令和8年6月19日(金)	申請書類の提出期限
令和8年7月中旬	選定委員会による審査 (プレゼンテーション)
令和8年8月中旬	選定結果の発表
令和8年8月下旬	候補者と業務の詳細について協議
令和8年9月上旬	候補者と仮協定の締結
令和8年9月中旬	指定管理者の決定
令和8年9月下旬	本協定の締結
令和8年10月1日以降	芦屋海浜公園・芦屋海浜公園レジャー プール引継ぎ期間(本協定締結日以降)
令和9年4月1日から	指定管理開始

【提出及び問い合わせ先】

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 企画政策課 企画係

電話 093-223-3570

e-mail kikaku@town.ashiya.lg.jp

【提出及び問い合わせ時間】

土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分